

名寄市犯罪被害者等支援条例 素案

1 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めます。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他日本国における刑罰法令に規定する人の生命又は心身を害する罪に当たる行為（刑法第 37 条第 1 項本文、第 39 条第 1 項本文又は第 41 条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第 35 条又は第 36 条第 1 項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡若しくは規則で定める重傷病又は規則で定める性被害をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民であったものをいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪行為により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるように支援するための取組をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪行為の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次的被害 犯罪行為による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による偏見、無理解、差別等に基づく言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調その他の被害をいう。
- (8) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (9) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。

3 基本理念

犯罪被害者等支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならないものとします。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等がおかれている状況その他の事情に十分に配慮して行なわれるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行わなければならない。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができると認められるまでの間、必要な支援が適切に、途切れることなく提供されなければならない。
- 4 市及び関係機関等は、相互の連携及び協力のもとで犯罪被害者等の支援を行わなければならない。

4 市の責務

市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めるものとします。

5 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

6 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件その他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとします。

7 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について犯罪被害者等支援を所管する課において相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

8 見舞金の支給

市は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときにおいて市内に住所を有している犯罪被害者等（家族を除く。）に対し、経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより見舞金を支給するものとします。

9 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとします。

10 心身に受けた影響からの回復支援

市は、犯罪被害者等が犯罪行為により、心身に受けた影響を回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとします。

11 安全の確保

市は、犯罪被害者等が再被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとします。

12 居住の安定

市は、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定に向けた支援に努めるものとします。

13 広報及び啓発

市は、犯罪被害者等への支援及び二次的被害の防止について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとします。

14 意見等の反映

市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとします。

15 支援の制限

市は、犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができるものとします。

16 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。